

令和2年度第17回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議顛末

日時：令和2年10月5日

16:20～17:00

会場：庁議・来賓室

出席者 牧野市長、 相山副市長、 中峰教育長
中館総務部長、法邑市民自治部長、田中健康福祉部長、井出経済部長、
千葉建設水道部長、武田朝日支所長、鴻野生涯学習部長、加藤市立病院事務局長
士別地方消防事務組合柳消防長 千葉文化センター館長 青木総務課長
庶務 保健福祉センター 松ヶ平・川原

協議事項

1. 市の施設の取扱いについて

1) 子どものマスクの着用について〔健康福祉部〕

【協議結果】危機管理部で協議した市の統一した考え方（別紙資料1）を提案し、提案内容で決定。

【情報提供】

学校での感染予防対策は文科省マニュアルは現在バージョン4となっており、マスク着用については、8月と9月に変更されている。以前は、身体的距離が十分に取れてるときでも基本マスク着用であったが、変更後は距離が十分に取れているときは着用しなくてもよいこととなっているが、本市の学校の現状での対応は、感染リスクを下げるため、身体的距離が取れていても、基本的にはマスク着用の対応を継続している。

2) 文化センター・あさひサンライズホールの利用について〔教育委員会〕

・国は11月末までのイベントの取り扱いについて、別紙資料2のとおり類型に応じた人数上限と、収容率の制限を緩和した。このことを受けて、教育委員会では、市民文化センター、生涯学習情報センター、サンライズホールの対応を協議。

その結果、緩和措置の条件である八項目（別紙資料2）を遵守することを条件に、文化センターの大・小ホール、及びサンライズホールのこだまホールを人数制限緩和の対象としたい。

一方、貸し室についてはこれまでと同様の利用人数制限を継続したい。

【協議結果】提案内容で決定。

3) 市の貸し館（貸し室含む）の利用人数の目安及び感染防止対策について〔健康福祉部〕

・これまで、文化センター等社会教育施設については、市独自の感染予防に関わるガイドラインを設け、市民に一部利用制限の協力をいただいている。

一方、教育委員会以外の他の貸し施設（例：各出張所、勤労者センターなど）は「新北海道スタイル」の励行は促しているものの、部屋の利用人数や換気、消毒方法の目安など、明文化したガイドラインなどは設けていない。

危機管理部において、今後インフルエンザ等の流行が懸念される中、市の全ての貸し施設について、教育施設の取り扱いに準じ、目安を示すことで管理側も利用者にとっても安心した利用に繋がるとの結論に至り、その内容を提案。

【協議結果】提案内容について、各施設で対応にあたっての課題等あるか調査した上で判断する。

2, その他

- ・感染症に関する対応（相談窓口や受診の流れなど）が変更される中、職員が発熱した場合の各課の対応に迷いや差が出ているのではないか。

【協議結果】全庁的に統一した対応ができるよう、基本的な対応について保健センター・総務課で協議し、マニュアル化していく。